



～弁護士的女房のつぶやき～



この春は予備校生だった3番目の子どもが何とか大学生になり、我が家はホッとして明るい雰囲気になりました。子どもが浪人をする
と決めたときは、長い人生の一年ぐらいの回り道はたいした事はないむしろ
プラスになるよと子どもに言い聞かせてはみたものの、毎日の予備校生活
は勉強で行き詰まる日があり友人関係で悩む日があり、また親子でぶつかる
日もありで、この一年間は支える側も気を揉みました。そんな日々を経て、
子どもはやっと私の手元を離れ、東京の女子大生になりました。●引越し、
入学式と娘と一緒に過ごして明日は私が宮崎に帰るという夜、私は娘にお金
を預けました。それも結構な金額を。娘はパソコンをまだ購入しておらず大
学生協で購入するというのでパソコン代と当面の生活費ということで。その
翌週の昼下がり、娘から珍しく電話が入りました。用件を聞いてみると、何
と、私から渡されたお金を紛失したと言うのです! 「えっ?、どういうこ
と?」 封筒に入れてあったお金を書類と一緒にクリアファイルに入れて持
ち歩いていて、それごと見当たらなくなったと。ガ～ン。私は、胸がどきど
きして、「とにかく探さない」「なんでそんな杜撰な持ち歩き方をしている
の?」と娘を責め立てました。●それからしばらくは、娘に腹立たしく思う
ものの自分の子育てについて反省しきり・・・。子は親の鏡。娘の躰の面
で私が甘かったのだと。お金の管理についてもっと厳しくすべきであつと・・・。
娘には、「とにかく部屋と学校の教室を探して、大学で落とし物の届をしな
さい」と話し、何日間かは口も聞きたくないと思って連絡もしないままで
した。その数日後のことです。娘から電話がかかり、「学校から連絡があつて
ファイルが落とし物で出てきたっちゃわ～。よかったー。お金も全額入って
いた。これからはお金の管理はちゃんとせんといかんって反省したとよ。」
とのことでした。私は肩の力がすーっと抜け、深くため息をつきました。良
かったです。娘のアホさや私の子育ての甘さに腹が立って疲れた何日間か
でしたが、善い方に拾っていただいて救われました (*^o^*)。

樫八重総合法律事務所（法律・税理） 通信No.20 平成31年春号

880-0805 宮崎市橋通東4-1-27 小村ビル6階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

E-Mail: kashiyae-lawoffice@office.made.ne.jp 営業時間 9:00～18:00

Kashiyae news

2019年
春号



つつじ

艶やかな色のつつじからは華やかな花言葉を連想しますが、その色からは対照的に共通の花言葉は「自制心」「慎み」。赤い花のつつじは「恋の喜び」、白い花のつつじは「初恋」、山つつじは「燃える想い」です。つつじは桜と同じように日本の春を代表する花木で、植栽としても馴染みが深く人々を魅了する可愛い花です。





お役立ち情報室



■ 法務 「相続法」が改正されました ②

平成 30 年 7 月に「相続法」が 40 年ぶりに大きく改正されました。この「相続法」は昭和 55 年に改正されて以来の見直しとなります。この 40 年のあいだに我が国の平均寿命は延び、社会の高齢化が進んでいます。今回の改正では、こうした社会経済の変化に対応して、残された配偶者が安心して安定した生活を送れる方策等が導入されています。改正されたポイントのご紹介②です。

相続法改正（平成 30 年 7 月 13 日公布）の主な内容

- 1, 配偶者居住権が新設されました
- 2, 自筆証書遺言に添付する財産目録の作成がパソコンでできるようになりました（平成 31 年 1 月 13 日に施行されました）
- 3, 法務局で自筆証書による遺言書を保管してくれるようになります
- 4, 被相続人の介護や看病で貢献した親族は金銭要求ができるようになります（特別寄与制度の創設）

上記 1. 3. 4. の施行は、公布から 2 年以内の予定です。

3. 法務局での自筆証書遺言の保管制度の創設

遺言者は、遺言者の居住地若しくは本籍地、または所有する不動産の場所を管轄する法務局（法務局の支局・出張所など）に対して自筆証書遺言の保管が申請できるようになります。これは、自筆証書遺言は自宅での保管が多いため、作成後の紛失や書き換えなどの心配や問題があったためです。相続が争続にならないようにするための制度の創設です。

遺言者の死亡後に、遺言者の相続人、受遺者、遺言信託の受益者に指定された方は、法務局（遺言書保管所）で「遺言書情報証明書」の公布申請ができるようになります。また、相続人の一人に遺言書の写しを公布したときや閲覧させた時は、遺言書保管官は他の相続人に遺言書が保管されて

いることを通知します。この制度の創設により、家庭裁判所での★検認作業は不要になります。（★検認作業とは・・・家庭裁判所が相続人や利害関係者立会の元で、遺言書を開封してその内容を確認すること。相続のトラブルを未然に防ぐ意味があります。）

4. 被相続人の介護や看病で貢献した親族は金銭請求が出来るようになります（特別寄与制度の創設）

例えば子どもの配偶者（亡き長男の妻のような場合）などのように、相続人ではない親族が被相続人の看病や介護をした場合に以前は遺産の分配を受ける事が出来ないため、不公平だとの声が出ていました。今回の改正ではこの不公平を解消するために、無償で被相続人の看病や介護をし、被相続人の財産の維持や増加に特別な寄与をした場合には、相続人ではない親族も相続人に対して金銭の請求が出来るようになりました。



★ 相続での親族間のもめ事を防ぐためには遺言書を作成しておくことが一番ですが、残念ながら無効になってしまう遺言書もあるようです。そのようなことにならないように、作成の際のポイントをお伝えします。

1. 遺言書には、遺産分割の内容を具体的に明記する（遺言書作成は自筆です）
例・・・「私の所有する土地、建物を長女〇〇に相続させる」
「私の所有する預貯金は全額を長男〇〇に相続させる」
2. 公正証書遺言は間違いがなく安心
公正証書遺言は法律のプロが作成する正式なものなので法的な間違いがなく安心です。お近くの公証人役場でご相談下さい。
3. 作成の際は、こっそり作成せずに相続人に知らせておく
4. 遺留分に配慮して、公平な遺産分割になるように心掛ける
5. 公平な遺産分割にならないときは、その理由や意思を明記しておく

遺言書は残された家族への最後の意思表示です。財産のことは勿論、今まで感謝の気持ちなどを書いておくと、残された家族は故人への思いをより一層深いものにするでしょう。残された家族がトラブルなく相続ができるような遺言状作成をしたいものです。

参考：法務省発行「相続に関するルールが大きく変わります」